

# 黒水城発見の『父母恩重経』（俄TK120〈略称黒<sup>20</sup>〉）について

新井 慧 誉

タングート（党項）族の建国した西夏王国の版図のうち、西北方に位置した黒水城（カラホト）から多数の文献が発見された。それらはロシア科学アカデミー東方研究所ペテルスブルグ分室に保存されている。西夏文字による文献が最も多く、漢文によるものはそれに次いで多い。

ところで黒水城発見の文献は現在、中国から逐次影印刊行されつつある。『俄藏黒水城文献』シリーズがそれである。その第三冊目に収録されている〈俄TK120〉は、目次において「佛説父母恩重経」の経題が付されている。本稿の研究課題とするテキストである。便宜上〈黒<sup>20</sup>〉と略称したい。

黒水城発見の諸文献は、これまで闇の中に秘蔵されており、学者の参見する機会は極めて困難であった。そこで〈黒<sup>20</sup>〉がすでに研究されたということは寡聞にして知らない。はたして従来知られていた『丁蘭本』などの恩重経系と『大報経』などの大報経系のいずれに属するのか、それとも別内容のものなのか、『父母恩重経』の歴史の中でどう位置づけられるのか、そしてどういう性格の経典なのか、といった問題に興味がそそられるのである。

## 〈20〉の経名

〈20〉は経首が破損しているため、首題が不明である。しかし幸いにも経尾が完備していて、そこに「佛説父母恩重経」の尾題が存する。しかも流通分で、阿難が仏に本経の経名をたずねているのに対し、仏は「是経名為父母恩重経」と答えており、尾題と全く一致している。またこのテキストには、尾題につづいて奥書きが付されているが、そこにも「父母恩重経」の経名が明記されている。そこで『俄藏黒水城文献』の編者は本テキストを「佛説父母恩重経」と判定し、そのように目次に掲載したのは至極当然のことである。

ところが経文をみると、恩重経系のそれとは全く異なり、明らかに大報経系の内容なのである。では大報経系の諸経のうち、〈20〉は一体どれに該当するテキストなのか問題である。そこで大報経系のうち「父母恩重経」の経題をもつものとなれば、『報原経』に限定されてくる。ちなみに『報原経』の首題も尾題も「佛説父母恩重経」とあり、流通分の阿難の経名質問に対する仏の応答でも、〈原〉〈上〉〈図〉〈26〉では「父母恩重」、〈上〉〈伊〉では「父母恩重経」と述べられている。

以上のことから、〈20〉は「佛説父母恩重経」の経名をもつ経典ではあるが、恩重経系のそれではなく、大報経系の内容を説く「佛説父母恩重経」であることが確認される。そしてそれは、実質的には、『報原経』に属するテキストであるということになる。いまは敦煌本の〈原〉〈上〉〈図〉〈26〉、朝鮮本の〈上〉〈伊〉と区別するため黒水本と命名したい。

ところで経文の後半、父母への報恩行を説くところで、本経は自らを「報恩経」と称している。これは本経が、大報経系の中でも単に父母の恩重を説くだけでなく、報恩のことも説いていることを意識し、それを経文の中で標榜しているわけである。そこで思い当たるのは、「報父母恩重経」と題する『小報経』の存在である。すなわち本経は、経名から見る限りでは、大報経系のうちでも『報原経』に属するとはいえず、それが『小報経』へと展開していく過渡期の所産ではないかと推察されてくるのである。

## 黒<sup>20</sup>のテキスト

黒<sup>20</sup>は完本ではない。上述したように経首が破損しており、それは『報原経』の黒<sup>20</sup>の五行目前半までに相当する。また途中にも破損個所があり、黒<sup>20</sup>の九行目後半より三五行目前半に相当する。よって現存する部分は黒<sup>20</sup>の五行目後半より九行目前半までと、三五行目後半より最後の四八行目までの二カ所に相当する。それは『報原経』全体の三六パーセント強の分量である。

影印版の様子からみて、この黒<sup>20</sup>は木版本の折本である。一頁は五行どりで、一行は十三字詰めである。都合十一頁あるのだが、経文はそのうち七頁と一行で、八頁目の二行目から十一頁までは奥書きになつてゐる。そこで現存する経文は、尾題も含めて三六行ということになる。ちなみに奥書き自体も完備しておらず、途中で破損してゐる。

次に黒<sup>20</sup>の経文を掲載したい。その場合、対応する黒<sup>20</sup>の経文を下方に併載する。黒<sup>20</sup>の頭部に付されているカッコつきの数字は行数の通し番号である。黒<sup>20</sup>の経文は、かつて黒<sup>20</sup>の黒<sup>20</sup>を対校本に用い、『報原経』の校異を行ったことがある。<sup>(1)</sup>いまはそれら対校本のバリエーションも共に転載し、かつ校異に当たり付した(私見)もそのまま参考に転記したい。~~~~の線は、経文が黒<sup>20</sup>には存するが黒<sup>20</sup>には欠落していることを示す。

黒<sup>20</sup>の現存する経文の頁を、前後の破損頁を無視して単純に通し番号を付し、漢数字をもって表記したい。そして各頁は五行どりであるから、行毎にアラビア数字を付し行数を示すことにする。それら頁数と行数をカッコでくくり、経文すべのの行の頭部に記し、もって以下の考察に便ならしめたい。例えば(一五)とあれば、その行は現存する経文の一頁目の第五行目であることを意味する。

黒<sup>20</sup>の経文に対し黒<sup>20</sup>に相違がある場合は、ローマ字をもつてその個所を明示してある。なお両テキストにおける句点は、私が付したものである。

黒<sup>20</sup>

- (一) 八者遠行憶念恩
- (二) 九者為造惡業恩
- (三) 十者究竟憐愍恩
- (四) 佛告阿難。我觀衆生。在於人世。不
- (五) 思父母有大恩德。無有人慈。不孝

原<sup>P9</sup>

(5)

八者遠<sup>3</sup>行憶念恩 九者為<sup>4</sup>造惡業恩 十者究<sup>5</sup>鏡<sup>a</sup>憐<sup>6</sup>愍<sup>b</sup>恩

3 遠行憶念↓為造惡業<sup>上</sup>伊<sup>上</sup>

4 為造惡業↓遠行憶念<sup>上</sup>伊<sup>上</sup>

5 竟<sup>上</sup>伊<sup>上</sup> 鏡<sup>上</sup>伊<sup>上</sup>

6 敏<sup>上</sup>伊<sup>上</sup> 愍<sup>上</sup>伊<sup>上</sup>

(私見)。「鏡」は「竟」の誤写であろう。

。「愍」は「愍」の誤写であろう。

(6) 佛告阿難。我觀衆生。雖居<sup>1</sup>人品。心行愚蒙<sup>2</sup>。不思<sup>e</sup>耶孃有大恩德。不生恭敬。弃恩背恩<sup>4</sup>。無有人慈<sup>5</sup>。不

1 露<sup>上</sup>伊<sup>上</sup>

2 蒙<sup>上</sup>伊<sup>上</sup>

3 肥<sup>上</sup>伊<sup>上</sup>、爺<sup>上</sup>伊<sup>上</sup>

4 輩<sup>上</sup>伊<sup>上</sup>

5 仁<sup>上</sup>伊<sup>上</sup>

(私見)。「弃」は「棄」の古字である(諸橋辞典、四卷六六五c)。

(二1) 不義。我略説之。汝當善聽。佛言。世  
 (二2) 間衆生。阿孃懷子。十月之中。起坐  
 (二3) 不安。如擎重擔。飲食不下。如長病  
 (二4) 人。月滿生時。受諸苦痛。須臾好惡。

(二5) 恐懼無常。如煞猪羊。血流洒地。且  
 (三1) 生一箇。苦尚如斯。何況更多。十男  
 (三2) 五女。有此苦。生得此身。但長頑愚。  
 (三3) 不思父母。咽苦吐甘。抱持養育。洗  
 (三4) 濯不淨。不憚劬勞。忍熱忍寒。不辭  
 (三5) 辛苦。乾處兒臥。濕處母眠。三年之

○「輩」は「輩」の俗字であり（諸橋辞典、一〇  
 卷一〇〇七c）、「背」と見誤ったのであろう。

(7) 孝

不義。阿孃懷子。十月之中。起坐不安。如擎重擔  
 飲食不下。如長病人。月滿生時。受諸苦痛。須

1 生<sub>伊上</sub>  
 2 擔<sub>伊上</sub>、擔<sub>伊上</sub>

(私見) ○「擔」は「擔」の俗字であらう。

(8) 臾好惡。

恐懼無常。如煞猪羊。血流遍地。受如是苦。  
 生得此身。咽苦吐甘。抱持養育。洗濯不淨。無憚

1 殺<sub>伊上</sub>  
 2 嚙<sub>伊上</sub>

(私見) ○「煞」は「殺」に同じである（諸橋辞典、七

卷四八〇d）。

(9) 勞。忍熱忍寒。不辭辛苦。乾處兒臥。濕處母眠。

三年諸

1 勞<sub>伊上</sub>  
 2 辭<sub>伊上</sub>

(四1) 若能爲於父母。刺血書寫是報恩<sup>a</sup>

(四2) 經。是爲報父母究竟憐愍恩。

(四3) 佛言。善男子善女人。如上修是。真<sup>b</sup>

(四4) 孝順男女。則爲以報父母深恩。若<sup>c</sup>

(四5) 不尔者。非孝順子。與諸禽獸。無有<sup>d</sup>

(五1) 異也。く<sup>e</sup>

(私見) ○「刺」は「刺」の俗字である(諸橋辞典、二

卷二五九b、二八五a)。

3 辛<sup>26</sup>伊<sup>上</sup>

4 兒<sup>26</sup>伊<sup>上</sup>

5 湿<sup>上</sup>伊

6 之<sup>26</sup>伊<sup>上</sup>

(私見) ○「辭」は「辭」の籀文であり(諸橋辞典、一

○卷一〇七六c)、「辭」は「辭」に通ずる字

で(一〇八二d)、「辭」も「辭」も俗字は

「辭」である(一〇七六c、一〇八二d)。

○「兒」は「兒」の俗字である(諸橋辞典、一

卷一〇二八d)。

○「諸」は「之」の誤写であろう。

(35)

罪憊。為於父母讀誦此經。為於父母施<sup>5</sup>脩<sup>6</sup>福。く若<sup>b</sup>

3 為於耶孃懺悔罪憊為於父母讀誦此經↓佛言佛子慾得

報恩為於父母書写此經為於父母讀誦此經為於父母受持

齋戒為於父母懺悔罪憊為於父母供養<sup>3</sup>三宝<sup>上</sup>伊

4 耶孃↓父母<sup>上</sup>伊

5 母↓母布<sup>上</sup>伊

6 修<sup>上</sup>伊

(私見)。「憊」は「愆」の俗字である(諸橋辞典、一  
卷九三三a)。

○「施」は「布施」の誤写であろう。  
○「脩」は「修」の俗字であろう。

(36) 能如此。名曰孝子。不作此行。是地獄人。

佛告阿難。不孝之身。命終墮於阿鼻地獄。其獄縱廣

1 能リ□<sub>26</sub>

2 身伊↓人身壞上

3 於上×上、於阿鼻地獄伊↓阿鼻獄上

(37) 八万由旬。鐵為羅網。其地赤鐵。熾火烟然。猛烈

炎爐。雷奔電爍。烧銅鐵汁流注罪人。銅苟鐵蛇。恒

1 八リ□<sub>26</sub>

2 萬上 上 伊

3 鐵為羅網伊↓其獄四面鉄城鉄圍羅網上

4 洞伊 上

5 鑪上 上 伊

6 爍伊烧上↓鑠伊融上

7 鉄伊 上

8 狗上 上 伊、苟鐵蛇伊↓狗鉄蛇上

（私見）○「網」は「網」の俗字であろう。

○「鐵」は「鐵」と同じで（諸橋辞典、十一卷

六三六d）古字である（六五二d）。

○「苟」は「狗」の誤写であろう。

○「蛇」は「蛇」の俗字である（宋元以来俗字

譜）六九頁）。

（38）吐<sup>1</sup>烟<sup>2</sup>焰。燠<sup>3</sup>烧<sup>4</sup>煮<sup>5</sup>炙<sup>6</sup>。脂<sup>7</sup>膏<sup>8</sup>焦<sup>9</sup>然<sup>10</sup>。苦<sup>11</sup>哉<sup>12</sup>痛<sup>13</sup>哉<sup>14</sup>哀<sup>15</sup>哉<sup>16</sup>。

難<sup>17</sup>堪<sup>18</sup>難<sup>19</sup>忍<sup>20</sup>。鈎<sup>21</sup>戟<sup>22</sup>槍<sup>23</sup>梢<sup>24</sup>劍<sup>25</sup>刃<sup>26</sup>風<sup>27</sup>輪<sup>28</sup>。如<sup>29</sup>雨<sup>30</sup>如<sup>31</sup>雲<sup>32</sup>。空<sup>33</sup>中<sup>34</sup>乱<sup>35</sup>。

1 吐<sup>リ</sup>□<sup>26</sup>

2 烟<sup>伊</sup>焰<sup>上</sup>↓焰<sup>伊</sup>煙<sup>上</sup>

3 脂<sup>伊</sup><sup>上</sup>

4 焦<sup>伊</sup>然<sup>上</sup>↓焦<sup>伊</sup>然<sup>上</sup>、焦<sup>伊</sup>然<sup>上</sup>、焦<sup>伊</sup>然<sup>上</sup>

5 苦<sup>伊</sup>哉<sup>上</sup>痛<sup>伊</sup>哉<sup>上</sup>哀<sup>伊</sup>哉<sup>上</sup>↓苦<sup>伊</sup>哉<sup>上</sup>哀<sup>伊</sup>哉<sup>上</sup>、苦<sup>伊</sup>痛<sup>上</sup>哀<sup>伊</sup>哉<sup>上</sup>、苦<sup>伊</sup>痛<sup>上</sup>哀<sup>伊</sup>哉<sup>上</sup>

6 忍<sup>伊</sup>↓忍<sup>伊</sup>難<sup>上</sup>堪<sup>上</sup>難<sup>伊</sup>忍<sup>上</sup>

7 槍<sup>伊</sup>梢<sup>上</sup>劍<sup>伊</sup>刃<sup>上</sup>風<sup>上</sup>↓鏘<sup>伊</sup>刃<sup>上</sup>刀<sup>上</sup>

8 刀<sup>上</sup>、刀<sup>上</sup>

9 而<sup>伊</sup><sup>上</sup>

（私見）○「脂」は「脂」の俗字であろう。

○「焦然」は「焦然」の誤写であろう。なお



「燃」は「然」の俗字である（諸橋辞典、七卷  
四六三c、五一六c）。

○「梢」は「稍」の誤写であろう。

(39) 下<sup>1</sup>。或斫<sup>2</sup>或刺<sup>3</sup>。苦罰<sup>4</sup>罪人。歴劫受殃。無時間歇。

又令更入餘地獄中<sup>5</sup>遍歴受苦<sup>6</sup>。其數十八。

1 下（□<sub>26</sub>）

2 研伊上

3 刺伊上

4 罰伊上

5 諸伊上

6 遍歴受苦（43）受大苦痛↓頭戴火盆鐵車分裂伊上

（私見）○「刺」は「刺」の俗字「刺」（諸橋辞典、二卷

二八五a）の異体字であろう。

○「罰」は「罰」に同じ字である（諸橋辞典、

九卷二八b）。

○「數」の俗字は「数」である（諸橋辞典、五

卷五四三a）。

(40) 一者飲銅地獄<sup>1</sup> 二者黒繩地獄 三者尖石地獄

四者沸屎地獄 五者火車地獄 六者鐵床地獄

1 一〓□<sup>26</sup>、一〓×<sup>上</sup>伊 cf. (39) 註6

（私見）。「鐵」は「鐵」と同じで（諸橋辞典、十一卷六三六

d）古字である（六五二d）。

（41）七者銅柱地獄 八者鐵鋸地獄 九者鐵網地獄

十者鐵窟地獄 十一者鐵丸地獄 十二者劍輪地獄

1 七〓□<sup>26</sup>、七〓×<sup>上</sup>伊 cf. (39) 註6

（私見）。「鐵」は「鐵」と同じで（諸橋辞典十一卷六

三六d）古字である（六五二d）。

。「網」は「網」の俗字であろう。

（42）十三者拔舌地獄 十四者灰何地獄 十五者鐵湯地獄

十六者熱鐵地獄 十七者黒闇地獄 十八者寒水地獄。

1 十〓□<sup>26</sup>、十〓×<sup>上</sup>伊 cf. (39) 註6

2 河<sup>上</sup> 𠄎

（私見）。「何」は「河」の誤写であろう。

。「鐵」は「鐵」と同じで（諸橋辞典十一卷六

三六d）古字である（六五二d）。

（43）遍諸地獄。受大苦痛。腹肚骨肉。撩乱蹤横。一日之中。

千生万死。皆由五逆不孝之憊。

1 遍〓□<sup>26</sup>、遍諸地獄受大苦痛×<sup>上</sup>伊 cf. (39) 註6



(六1) 終不違如来聖教。<sup>a</sup>

(六2) 復作誓願。寧自千劫。拔出其舌。長<sup>b</sup>。<sup>c</sup>

(六3) 百<由旬。鐵犁耕之。血流成河。終不<sup>d</sup>。<sup>e</sup>

(六4) 違於如来之語。<說是語時。衆中二<sup>f</sup>。<sup>g</sup>。<sup>h</sup>

(六5) 萬八千人。得無生法忍。阿難<白佛<sup>i</sup>。<sup>j</sup>

1 菽<sup>リ</sup>□<sup>26</sup>、發<sup>上</sup>圖<sup>上</sup>伊

2 碎<sup>伊</sup>上

3 猶<sup>伊</sup>上

誓不違於如来聖教。<寧以百千劫。拔出其舌。長<sup>a</sup>。<sup>b</sup>。<sup>c</sup>。<sup>d</sup>。<sup>e</sup>。<sup>f</sup>

4 以<sup>伊</sup>上

5 拔<sup>伊</sup>上

(私見)。「菽」は「發」の俗字であろう。

。「由」は「猶」に通ずる字である（諸橋辞典、

七卷七二二C、一〇六六b）。

(46) 百千由旬。鐵犁耕之。流血成河。終不違於如来聖教。<sup>g</sup>。<sup>1</sup>。<sup>2</sup>。<sup>d</sup>。<sup>3</sup>。<sup>4</sup>。<sup>e</sup>。<sup>5</sup>。<sup>f</sup>

寧以剉確。斬斫其身。百千万段。皮肉筋骨。悉<sup>6</sup>。<sup>7</sup>

1 百<sup>リ</sup>□<sup>26</sup>

2 千<sup>伊</sup>上

3 鉄<sup>伊</sup>上

4 耕<sup>上</sup>圖

5 河↓河經百千劫終不違於如来聖教寧以鉄網周匝纏身

經百千劫<sup>伊</sup>上

6 碎<sup>伊</sup>上

7 皮肉筋骨悉↓皮骨筋肉委<sup>伊</sup>上

(私見) ○「鐵」は「鐵」と同じで(諸橋辞典、十一卷

六三六d)古字である(六五二d)。

○「段」は「假」と作る字で「段」とは別字で

あるから(諸橋辞典、二卷七一〇c)、「段」

を「段」と通用するのは誤りなので(六卷七

六四b)、いまは「段」の誤写と思われる。

○「筋」は「筋」の俗字である(諸橋辞典、八

卷八二八b)。

(47)皆<sup>1</sup>令<sup>2</sup>落<sup>3</sup>。終<sup>4</sup>不<sup>5</sup>違<sup>6</sup>於<sup>7</sup>如<sup>i</sup>來<sup>j</sup>聖<sup>k</sup>教<sup>l</sup>。阿<sup>m</sup>難<sup>n</sup>從<sup>o</sup>坐<sup>p</sup>安<sup>q</sup>祥<sup>r</sup>而<sup>s</sup>起<sup>t</sup>。白<sup>u</sup>世<sup>v</sup>尊<sup>w</sup>

1 皆<sup>リ</sup>□<sup>26</sup>

2 零<sup>上</sup>囙<sup>上</sup>伊

3 落<sup>上</sup>落<sup>上</sup>經<sup>上</sup>百<sup>上</sup>千<sup>上</sup>劫<sup>上</sup>伊

4 教<sup>上</sup>↓教<sup>上</sup>尔<sup>上</sup>時<sup>上</sup>伊

5 座<sup>上</sup>囙<sup>上</sup>伊

6 安<sup>上</sup>祥<sup>上</sup>×伊

7 白<sup>上</sup>世<sup>上</sup>尊<sup>上</sup>言<sup>上</sup>↓前<sup>上</sup>白<sup>上</sup>佛<sup>上</sup>言<sup>上</sup>世<sup>上</sup>尊<sup>上</sup>伊

(私見) ○「令」は「零」に通ずる字だが(諸橋辞典、

一卷六一五d)いまは「零」が適当であろう。

○「坐」は「座」に通ずる字だが(諸橋辞典、

(七1) 言。世尊。當何名此經。我等云何奉

(七2) 持。佛告阿難。是經名為父母恩重

(七3) 經。以是名字。汝當奉持。尔時阿難

(七4) 及諸大衆。聞佛所說。皆大歡喜。信

(七5) 受奉行。

(八1) 佛說父母恩重經

四卷五六六c) いまは「座」が適當であろう。

言。 <此經當何名之。 <云何奉持。 佛告

8 当伊上

(48) 阿難。此經名 <父母恩重。 <汝當奉持。 尔時 <大衆。聞佛

所說。 皆大歡喜。 信受奉行。 佛說父母恩重經一卷

1 阿(□)り26

2 父母恩重 ↓ 父母恩重經以是名字伊上

3 受伊上

4 尔伊上

5 大衆 ↓ 阿難及諸大衆伊上

6 一卷 ↓ 卷上伊上

(私見)。「名父母恩重」は「名父母恩重經」の誤写で

あろう。

### 経文の検討

黒20 と 原P9

の経文には、一致する部分もあるが随処で相違もみられる。しかし説相の流れという点では、いずれも『報原経』のそれと一致している。以下に両テキストの経文のうち、特に注意をひくものをいくつかとりあげ、検討してみたい。

① 黒20 には (一1) から (一3) に八恩から十恩までが記されている。これにより、『報原経』の正宗分冒頭で説かれる

十恩徳が、<sup>黒20</sup>にも説かれていることがわかる。しかしそれらは単純に十恩徳の項目を列記するだけで、『小報経』や朝鮮本系統の『大報経』のように十恩徳をその直後に再説し、その項目毎に頌文を附するということはしていない。このことは、<sup>黒20</sup>が大報経系のテキストの中では古形を保っている証拠であり、ひいては『報原経』に属するテキストであることを示しているのである。

② また十恩徳の項目の順序であるが、<sup>黒20</sup>にみられる八恩から十恩だけについてみる限り、<sup>P9原</sup>および<sup>リ26</sup>と一致している。すなわち<sup>上図</sup>と<sup>伊上</sup>とは相違しているのである。ところで一恩から七恩までの順序は、<sup>黒20</sup>はテキストの破損のため不明であるが、<sup>P9原</sup>と<sup>リ26</sup>は以前検討したように全同である。よってそれから類推するとすれば、<sup>黒20</sup>もまた<sup>P9原</sup>や<sup>リ26</sup>と同一の順序であったものと思われる。

③ (一四)のcの個所は「在於人世」とあるが、対応する<sup>P9原</sup>では「雖居人品。心行愚蒙」とあって、<sup>黒20</sup>のほうがより簡略な表現になっている。しかし両テキストの説かんとする内容に変化はない。

④ (二一)のa「我略説之。汝當善聰。佛言。世間衆生」は<sup>P9原</sup>にはみられない。仏は、子は父母に大恩徳があるのに不孝不義をしていると問題提起し、次にそれを具体的に説くのであるが、いまのaの経文がその間に付加されている。もし付加されていないなくても、前後の経文はいずれも仏の説法であることが明瞭である。しかしこの付加文があることにより、以下において、子を懐妊し出産し養育しそして子が不孝をはたらく様子を、具体的に説くのだとメリハリをきかせている効果がある。

⑤ (二五)から(三二)のbは、母親が子を出産する時の苦痛は一人産むだけでも大変なのに、それが一〇男五女も産むこともあると述べて、母親の受ける苦痛を強調している。それに対し<sup>P9原</sup>は単に「受如是苦」とあるだけである。明らかに<sup>黒20</sup>では経文が増広されているのであって、<sup>黒20</sup>が『報原経』の発展したテキストの一例であることを示している。

⑥(三5)の「之」は<sup>P9</sup>原の「諸」と異なっている。しかし<sup>上</sup>図<sup>上</sup>26<sup>上</sup>伊<sup>上</sup>などその他のテキストでは、そろって「之」であり<sup>黒</sup>20と一致している。前後の文脈からみて、「之」のほうが文意は通じる。よって(三5)に「之」とあることは、『報原経』の校異にあたり(私見)で「諸」は「之」の誤写であろうと述べたことを補強することになる。

⑦(四1)から(四2)は父母への報恩行を説いている。すなわち身体を刺して血を出し、それでもって本経を書写すれば、父母の究竟憐愍の恩に報いるのだという内容である。報恩行は他の内容も説かれていたかもしれないが、(四1)より前の経文が破損しているため不明である。

ところで<sup>P9</sup>原の対応する経文をみると、「為於耶嬢懺悔罪倦。為於父母讀誦此経。為於父母施補福」とあって、懺悔と經典読誦と布施を報恩行としているので、<sup>黒</sup>20とは一致していない。ましてや<sup>上</sup>伊<sup>上</sup>では經典の書写、読誦、受持齋戒、懺悔、供養三宝の五項目があり、經典書写の点は一致するものの血書するとはない。そして<sup>黒</sup>20にはその他の四項目は説かれていないのであるから、<sup>黒</sup>20は特異な内容の經典といえよう。ちなみに『小報経』では(117)以下において、報恩行は經典の書写、読誦、受持齋戒、懺悔、供養三宝、布施の六項目があげられている。『大報経』でも(204)以下に、順序のちがいはあるものの『小報経』と同じ内容の六項目がみられる。

以上のことから、経文の流れの中で、どの経も同一個所で父母への報恩行を説いている点が共通しているが、報恩行の内容にあっては個々に相違していることがわかる。とりわけ<sup>黒</sup>20は、『報原経』に属するテキストであるとはいえ、独自の経文を示しているといえよう。それはすなわち、『報原経』の展開史において、<sup>黒</sup>20が特異な方向にむけて作成されたのではないかと思わせるのである。

⑧(四3)から(五1)のb、c、dは、<sup>P9</sup>原のb、c、dに対応するであろう。まずbの「佛言。善男子善女人」であるが、<sup>P9</sup>原には対応するものがない。経文前後の内容からみて、あえてなくてもいいものである。以下が仏の発言であ





欠落しているのは、実は〈黒20〉があくまでも孝という現世での徳目に立脚し、経文をまとめようとしたからではなからうか。すなわち報恩と孝を等価視することで、もってこのテキストの作成趣旨は満足されると考え、従って墮地獄のようなインド的思考の経文は不要であるとされたのであろう。

〈黒20〉の作成者は、父母の恩を説きその報恩を大衆に教化する上で、墮地獄の内容はなくても十分効果があると判断したものと思われる。〈黒20〉のテキストにはかなりの破損があるので、右のようなインド的思考を伝える経文がまるつきりないということは断言できない。ただ現存する経文からみる限りでは、〈黒20〉はその必要はないという立場にあるといえるであろう。

⑫（五4）より（六4）までは誓不違聖教の経文である。内容的には碎身微塵と拔舌犁耕の二項目である。対応する〈原P9〉には、他に剉確斬身もあつて都合三項目である。〈上伊〉にはさらに鉄網纏身があり四項目になっている。ちなみに『大報経』ではさらに刀輪出入が加わって五項目に増えている。また『小報経』では五項目のうち刀輪出入以外は確認できるが、テキストの破損のため刀輪出入の存否は不明である。

ともかくこのようにみたとき、〈黒20〉が最もシンプルであることが判明する。〈黒20〉の成立以前に〈原P9〉などが先在していたはずであるが、〈黒20〉の作成者はそれらに誓不違聖教が三項目なり四項目あるのは承知していたにもかかわらず、あえて二項目で十分であると判断したのであろう。経文の一種の簡素化、短縮化である。

⑬ ところが（六4）から（六5）にみられるhの経文「説是語時。衆中二萬八千人。得無生法忍」は、〈黒20〉独自のものようである。まずこの経文により、会衆に少なくとも二万八千人がいたことがわかる。つまりこの数は会衆の総数を示しているのではなく、無生法忍を得たということからみて、比丘の人数ではないかと考えられる。そこで〈黒20〉の序分の個所は破損していて不明ではあるが、恐らく会衆の比丘数はそのように記されていたのではなからうか。はたして〈原P9〉など『報原経』のどのテキストの序分にも「大比丘衆二万八千人」と出ているので、一致することになる。ちなみに『小

報経』や『大報経』では別の表現になっているため、この会衆の数の上からしても、<sup>〔黒20〕</sup>が『報原経』に属するテキストであることが再確認されよう。

⑭ 右のhの経文で、会衆がそろって無生法忍を得たとある。無生法忍は、すべてのものが空であって生滅変化を超えていと体得することで、大乘仏教の悟りの境地といえる。これは恩重経系にせよ大報経系にせよ、どのテキストにも見出せず、<sup>〔黒20〕</sup>独自の経文である。しかし『胎骨経』(109)と(110)には見出せる。はたして両者間に思想的連絡があったのであろうか。いまはとにかく、報恩と孝を同価値する<sup>〔黒20〕</sup>が、会衆の得無生法忍という得益を説くことにより、自らの仏典としての権威を強調しているものと考えられる。

⑮ (六五)以下は流通分である。<sup>〔黒20〕</sup>の流通分の経文は、<sup>〔原P9〕</sup>と比較して字句や表現の相違はみられるものの、概して説かんとする内容は同じである。但しそこに説かれる経名は、既述のように<sup>〔黒20〕</sup>は「父母恩重経」であるが、<sup>〔原P9〕</sup>では<sup>〔上〕</sup><sup>〔上〕</sup><sup>〔上〕</sup>ともども「父母恩重」である。普通に考えれば「経」の字があるほうが自然である。そのことに気づいたのであろうか、『報原経』は<sup>〔上〕</sup>に限って「経」の字を付し、「父母恩重経」と記されている。すなわちその点では、<sup>〔黒20〕</sup>は<sup>〔上〕</sup>と一致しているのである。<sup>〔黒20〕</sup>が『報原経』テキストの中でも、とりわけ<sup>〔上〕</sup>に近い存在であることを示す例証のひとつである。

また<sup>〔黒20〕</sup>が作成されるに当たっては、『報原経』テキストの中でも<sup>〔上〕</sup>の系統が所依に用いられたようである。それはそれぞれの対応する経文を対校することで明らかである。<sup>〔上〕</sup>は『報原経』の中でも最も新しいテキストであるから、<sup>〔黒20〕</sup>の作成時は<sup>〔上〕</sup>の成立年代に照して考察されるべきである。<sup>〔上〕</sup>はいまのところ淳祐一〇年(一二五〇)の書写と考えられているので、<sup>〔黒20〕</sup>は十三世紀前半以前の成立ということになるであろう。

## 〈黒20〉の成立時と奥書き

〈黒20〉は木版本である。黒水城文献の多くが木版本であるという特徴に呼応している。唐末から始まった木版印刷術が、西夏（一〇三二〜一二二七）の時代にいかに普及していたかを示す一例である。

では一体、この〈黒20〉はいつ版本がおこされたのであろうか。またそのオリジナルテキストはいかなる成立背景を有するのであろうか。

〈黒20〉には次のような奥書きが付されている。掲載するにあたり、試みに句点や返り点を付しつつ、その読みを試みてみたい。

伏以。

父母恩重經者。難陀大聖問一身

長養之恩。

妙覺世尊。開十種劬勞之德。行之

則人天敬仰。證之則果位獨尊。誠

謂法藏眞詮教門秘典。仗此難思

之力。冀酬

罔極之慈男兒呱呱等。遂以

亡考中書相公累七至終。敬請

禪師提點副判承旨座主山林戒

伏して以れば、父母恩重経は難陀大聖の一身長養の恩を問

うに、妙覺世尊は十種の劬勞の徳を開けり。之を行わば則

ち人天の敬仰し、之を證すれば則ち果位獨り尊し。誠に法

藏の眞詮教門の秘典と謂うなり。此の難思の力に仗り

て、罔極の男兒を呱呱たるを慈しむ等に酬いんと冀い、遂

に亡考の中書相公の累七の終わるに至るを以つて、禪師、

提點、副判承旨、座主、山林の戒徳、出在家の僧衆等七千

餘員を敬請し、結を焼き悪趣を滅する壇を各十座（とし）、

番漢大藏經各一遍、西番大藏經五遍を開闡し、法華、仁王、

孔雀、觀音、金剛、行願經、乾陀、般若等の會各一遍を作

徳出在家僧衆等七千餘員。燒結  
滅惡趣壇各十座。開闡番漢大藏  
經各一遍西番大藏經五遍。作法  
華仁王孔雀觀音金剛行願經乾  
陀般若等會各一遍。修設水陸道  
場三晝夜。及作無遮大會一遍  
聖容佛上金三遍。放神幡伸。靜供  
演懺法。救放生羊一千口。仍命工

この奥書きによれば、この經典は難陀大聖が長養の恩を問うたのに対し、世尊が「十種劬勞之徳」すなわち父母の一〇恩を説いたものだといふ。難陀はこの場合、阿難陀を指すと思われる。しかし梵語Andaは伝統的には阿難陀または阿難と音訳され、難陀の音訳例は知られていない。難陀という固有名詞は、伝統的には梵語Nandaの音訳であり、釈尊の異母弟の名とか龍王の名をはじめ、いくつもの事例が知られている<sup>(5)</sup>。

いまこの〈黒<sup>20</sup>〉の經文をみると、対告衆として出る具体的な名は「阿難」であつて、決して「難陀」とはない。そこでこの奥書きであえて難陀と記しているのは、これを書いた印施主の恣意によるものか、または当時、阿難陀を經文には阿難とあるとはいへ一般的には難陀と記す風潮にあつたのか、そのいずれかとか考えられない。ともかく阿難または阿難陀を難陀と記す例は、管見にして他例を知らない。はたしてこのことは、〈黒<sup>20</sup>〉の開版時をさぐる上で、ひとつの手がかりになるかもしれない。

さて奥書きには、この經典は、難陀（阿難）の質問に対し、仏が父母の一〇恩を説いたと記されている。この奥書きを書

し、水陸道場を修設すること三晝夜（たり）、及び無遮大會一遍と聖容なる佛の上に金すること三遍を作し、神幡を放<sup>か</sup>け伸ばし、静かに懺法を供演し、羊一千口を救い放生せん。仍ち工に命じて、

いた印施主には、「父母恩重経」と題するこの〈黒<sup>20</sup>〉は、十恩徳をメインに説く經典であると理解されていたのであろう。上述したように、〈黒<sup>20</sup>〉は父母の十恩徳を説くと同時に、その報恩についてもくりかえし説き、しかも報恩はイコール孝行であると意義づけている。そこでこの經典の教旨と、奥書きの印施主の受取りかたの間には、ギャップがあることに気づくのである。

ここで思い出されるのは、四川省大足遺跡の宝頂山大仏湾第十五号龕の父母恩重経変と小仏湾第三号窟の報父母恩重経変である。宝頂山に彫られたこれら二つの石刻は、いずれも大報経系の説く十恩徳をテーマにした彫刻なのである。經典には報恩行や不孝墮地獄や誓不違聖教など、彫像のモチーフとして適格なものがあるにもかかわらず、あえてここでは、十恩徳がテーマとされているのである。このことは、大報経系の經典が、当時の人々には十恩徳をメインに説く經典として受けとられていたことを示すであろう。とすれば、〈黒<sup>20</sup>〉の開版時、ひいては〈黒<sup>20</sup>〉そのものの成立時を知る上で、ひとつのヒントが得られるのではなからうか。

この奥書きによれば、印施主が亡父の七七日の中陰明けを期して禪師その他の出家や在家を七〇〇〇余人招き、滅悪趣の壇を一〇座もうけるなどさまざまな仏事を行った際、工人に命じて〈黒<sup>20</sup>〉を印施したということである。それは、亡父が男兒すなわち印施主自身を養育してくれたことへの報恩のためであった。亡父は中書相公であったようだが、宮廷の文書や詔勅をつかさどる中書省の宰相だっただけであろうか。奥書きが途中で破損しているため、印施主の氏名や書かれた年次が不明なのは残念である。ただいえることは、七〇〇〇人余もの出家や在家を招いて数々の仏事や法会を営み、無遮大会まで行ったとなれば、この印施主の財力は莫大なものであり、それを可能ならしめる地位や権力を有する人物であったということである。

また奥書きには、印施主は番漢大蔵経を各一遍、西番大蔵経を五遍開闡したという。番は蕃に通ずる字で、未開のえびすを意味し、具体的には四川、甘肅、雲南、貴州などの辺境に住む種族である。<sup>(8)</sup> 〈黒<sup>20</sup>〉が黒水城で発見されたことを思えば、

ここでいう番漢大藏經の番は西夏を意味していると思われる。ちなみに黒水城で発見された『番漢合時掌中珠』（一一九〇年）は、西夏語と漢語の対訳書で、西夏語を解説する上で重要な書であるが、その書名にある番は西夏を意味している。

西夏文字は景宗李元昊（一〇三一〜一〇四八在位）が、野利仁栄などに創作させ制定したと伝えられる。<sup>(9)</sup> 李元昊は天授礼法延祚元年（一〇三八）に皇帝を自称し、都を興慶府と定め、独自の年号をたて、国号を大夏と名づけて正式に建国した。しかしそれより以前も、ダングート族は独自の文字をもっていたといわれ、それは番字、番文、番書などとよばれていた。それが後の西夏文字になったということである。<sup>(10)</sup>

シナでの版本仏典の作成は唐から五代にすでにみられた。しかし大規模で組織的なものは、北宋の太祖が開宝四年（九七二）に彫造を開始させ、十二年後の太宗の太平興国八年（九八三）に完成し印行させた蜀版大藏經である。これは北宋勅版大藏經とも旧宋本とも蜀版ともいわれ、開宝藏と称されることもある。この大藏經は『仏祖統紀』巻第四五によれば、仁宗の嘉祐三年（一〇五八）に西夏へ一部贈呈されている。<sup>(12)</sup> 宋朝は実は西夏に対し、大藏經を六回賜贈したといわれ、最初は仁宗の天聖八年（一〇三〇）、最後は神宗の熙寧五年（一〇七二）であったという。

西夏は西夏文字による大藏經を作成したが、それは多くは漢文大藏經から翻訳したものであって、その際に用いられた漢文大藏經は蜀版大藏經すなわち開宝藏であったことは間違いないとみられている。こうしてできた西夏文大藏經は、西夏建国五〇年余の間は番大藏經と称されていたことである。<sup>(13)</sup>

西夏文大藏經が完備し刊行されたのは、実は西夏の滅亡後七〇余年を経てからであったといわれている。<sup>(14)</sup> しかし実際にはもっと早い時期から彫造が行われ印行が始まっていたのではなからうか。そう考えることにより、いま<sup>(20)</sup>の奥書きに記される番大藏經つまり西夏文大藏經は、黒水城が蒙古軍に滅ぼされた西夏の宝義元年（一二二六）以前にすでに存在していたことと符合する。

次に西番大藏經の番はなにを意味するのであろうか。この場合も番と同義と思われる。しかしあえて西番という以上、シ

ナや西夏からみて西方の番という意味であるから、普通にはチベットを指すことになる。<sup>(15)</sup>とすれば、〈黒<sup>20</sup>〉の奥書きが記された当時、黒水城にはすでにチベット大蔵経が流伝していたわけである。西夏語への仏典翻訳には、はじめの頃は北宋皇帝から贈られた漢文大蔵経が原本として用いられていたのだが、西夏王朝後期においてはチベット仏教が多く流入するにつれて、チベット文大蔵経が原本として採用される比律が高まったようである。<sup>(16)</sup>

梵語からチベット語への仏典翻訳は八世紀末から始まった。九世紀前半までに顕教関係が訳され、密教関係の仏典は十一世紀以後に訳されていった。そしてチベット大蔵経がナルタン寺で初めて木版出版されたのは、十四世紀初め頃といわれている。ナルタン古版がそれである。<sup>(17)</sup>しかしいま〈黒<sup>20</sup>〉の奥書きでみる限り、黒水城が灰塵に帰した一二二六年以前にチベット大蔵経が存在していたことになる。その大蔵経とは、どういういわれのどの程度の規模であったのか、残念ながら不明である。

さて〈黒<sup>20</sup>〉の成立時であるが、右に検討したところからみて、漢文大蔵経が西夏に贈られ西夏文字が制定された十一世紀前半から、黒水城が蒙古軍に占領された一二二六年以前の間と推定される。さらにいえば、北宋が靖康二年（一一二七）に金に滅ぼされたのを機に、西夏がその後建国された南宋と直接領土を接しなくなってから、すなわち西夏の後半期と考えたらどうであろうか。チベット大蔵経がすでに西夏内に存在し用いられていたことからみて、チベットと広く領土を接する西夏は、仏教の点では先進国であったチベットの影響を大きく受けていたと思われるからである。但しそれは、〈黒<sup>20</sup>〉の印刻が黒水城でなされたという意味であって、〈黒<sup>20</sup>〉のオリジナルがどこでいつ著作されたかという問題とは別である。オリジナルは恐らく、未だ西夏が北宋と領土を接していた時代に、北宋内で漢人が作成したのではないかと考えたい。

## 〈黒<sup>20</sup>〉と大蔵経の関係

『父母恩重経』は、七世紀後半に成立した当初から偽経と判定されたのだが、爾来そのことは、経文の改訂や経題を変更



することをもってカモフラージュされてきた。しかしそれにもかかわらず、今日にいたるまで真経とみなされ大蔵経に入蔵されることはなかった。元代の至元二六年（一二八九）にできた『至元法宝勘同総録』でも、『父母恩重経』は入蔵されていない。すなわち真正なる經典として認知されなかったのである。そのことは実は〈黒20〉についても例外ではない。

いま〈黒20〉の印施主は、そうした事情を知っていたのであろうか。はたして奥書きには、偽経であることやそのことへの躊躇はまったく述べられていない。大蔵経には漢文、西夏文、チベット文のいずれの場合も、〈黒20〉が入蔵されていないことを印施主は知らなかったか無頓着だったのであろう。むしろそうした問題とは関係なく、〈黒20〉が親の恩や子の報恩、そしてそれらを孝と結びつけて説くところに感動し、開版して印施したのである。この印施主は三種の言語による大蔵経を開闡したり、『法華経』その他の法会を行ったりというオーソドックスな仏事をつとめる一方、決定的に偽経と烙印をおされている〈黒20〉を、なんらの躊躇もなく印施したのである。

印施主は相当な家柄と地位と財力があつたであろうが、真経とか偽経といった立て前論には無知無関心だったのである。現実生活の上でいいものはいとし、容認し信奉していたのである。そのことは実は、印施主に招かれた七〇〇〇余人の出家や在家の人々についてもいえるのではなからうか。ということは、経録作者や論師といった学僧など、むしろ特殊な立場にいる人々以外の者にとっては、現実社会で偽経が存在し流行することは黙認されていたのであろう。真正な經典に非ずとする負い目を担いつつも、〈黒20〉が当時脈々と生きつづけていた事実を、上の奥書きの中に読みとることができるのである。

## 結論

以上〈黒20〉について若干の検討を加えてみた。その結果、このテキストは「父母恩重経」を自称しているとはいえず、大報経系に属するということが、とりわけ『報原経』の〈上伊〉に近い経文であることがまず指摘できる。そして『報原経』が時とともに『小報経』に展開していくのであるが、〈黒20〉はその過程での産物であつたと思われる。

しかし〈黒20〉の経文は〈原P9〉や〈伊上〉に比べ、インド以来の仏教の説く地獄の描写や墮地獄の苦悩の様子を割愛したり、その他の個所でもいろいろカットされているので、結果として〈原P9〉などより量的に短縮された経典となっている。〈黒20〉が黒水城文献以外に現在知られていないことからみて、〈黒20〉はむしろ『報原経』の派生的な存在ではないかと思われる。それは〈黒20〉の作成意図が、父母への報恩をシナ伝統思想の孝と同価値したところに起因しているようである。

次に〈黒20〉の奥書きを検討することにより、〈黒20〉は黒水城の相当に高い地位と権力と財力を有する人が、亡父の恩に報いんとして開版し、大量に印施したことがわかる。その時期は、西夏の黒水城にすでに漢文、西夏文、チベット文による大蔵経が存在していたことから、西夏王朝の後半、すなわち北宋の滅亡した一一二七年から黒水城が蒙古に滅ぼされた一二二六年の一〇〇年の間に求められそうである。

ただししかし、〈黒20〉それ自体のオリジナルは、黒水城など西夏の国内で作成されたというより、一一二七年以前の北宋において漢人が作成したものと考えるべきである。

注

- (1) 『大報原本』校異「普通寺教学振興会紀要、第三号。
- (2) 『大報原本』校異「三三頁。
- (3) 印刷術については『世界歴史大系 中国史』3、二二〇頁以下参照。
- (4) Myyut 1040。『梵和大辞典』一九四b。
- (5) 赤沼智善『印度仏教固有名詞辞典』四四三b以下、『梵和大辞典』六五五b。
- (6) 奥書きに出る「累七至終」のことであるが、累七については『釈氏要覧』巻下、④五四卷三〇五bを参照。
- (7) 中書省は三国魏に起原し明初まで存在した(『アジア歴史事典』六卷二五四b~二五五a、『中国歴史文化事典』七〇七a~b)。西夏の職官には上司、中司、下司などの階級分けがあり、中書は上司のなかに含まれていた(西田龍雄「西夏王国の性格とその文化」岩波講座 世界歴史、9、七四頁)。なお相公は宰相の意であるという(諸橋辞典、八卷一七二b)。
- (8) 諸橋辞典、七卷一一〇八d、九卷八九九c。
- (9) 西田龍雄、前掲論文、六九頁。『世界歴史大系 中国史』3、一一六頁。

- (10) 『俄藏黒水城文献』一冊、史金波「前言」二頁。
- (11) 大蔵会編『大蔵経―成立と変遷』三〇頁以下。
- (12) ④四九卷四一三a。
- (13) 『俄藏黒水城文献』一冊、李偉国「前言」六頁〜七頁。
- (14) 鎌田茂雄編『中国仏教史辞典』一九一b。
- (15) 『至元法宝勘同総録』巻第一には西蕃という表現があり(昭和法宝総目録、一卷一八〇b)、その「序」には西蕃の字が出る(同、一八〇a)。いずれもチベットのことである。西田龍雄『西番館譯語の研究』十九頁には、西蕃とは「中国の人たちが、明清時代にチベットを指した名称である」と説明されている。
- (16) 『俄藏黒水城文献』一冊、李偉国「前言」七頁。しかし一方、五代仁宗(一一三九〜九四在位)の時代には、チベット風の経典が中国風に統一されていたともいわれている(西田龍雄、前掲論文、八三頁)。
- (17) 『大蔵経―成立と変遷』七七頁、『中国仏教史辞典』二五二c、『岩波仏教辞典』五六四b。